

キタイ氏族制の起源とトーテムズム

愛 宕 松 男

〔要約〕 遠代、乃ち十世紀以後のキタイ人社会に在ても、猶おその成員を盡して之を兩分する二つの無意的社會集團があつた。耶律姓(劉氏)と稱し審密姓(蕭氏)と云われるものがそれであるが、當時のキタイ人には既にこれら集團の由來、名稱の意義などに就ての正確な智識は忘れ去られ、唯々古い慣習のまゝに彼等の婚姻がこれによつて規整され、共同娛樂・宗教儀禮の執行が僅かに年間行事の一として残る有様であつた。遠代に降つてこそかくの如くさまで重大な關心を惹かなくなつたこれら集團ではあつたけれども、實はこれがキタイ人の古い共同體に、その根幹的な社會組織をなしたモエティ¹その物の名残に他ならなかつたのである。耶律フラトリ¹・審密フラトリ¹によつて形成された二分體制といふこの事實からは、當然ながらフラトリ¹・トーテムズムの豫想が立てられるであらう。この點、本論文は先ずこの豫想を、トーテムズムに隨伴する本質的な諸現象から考證して、確かにそれがキタイ祖先傳説中の白馬青牛説話に示唆され、就中、耶律¹ (馬)・審密¹ (牛)といふフラトリ¹名稱の語義に顯示されるようなトーテム集團であつたことを實證する。そして引續き、この論證の結果を單なる民族誌上の一事實としてだけに止めないで更に、社會集團結成の原理たるべきトーテムズムの本質を追求しつゝ、キタイ未開社會の組織、特にその氏族制を發生的に考察すると共に、併せてその後の發展を歴史的に跡づけるのである。

一、トーテムズム序説

Totemism の原始普遍説は、それが主としてその宗教性を論じて唱えられたにせよ、もしくははその社会性を強調して為されたにせよ、要するにそれらは多かれ少なかれ進化的論的觀點に立つ民族学者・社会学者の主張であつた。乃ち、

人類社会がその發展の当初に於て、必然的に經過しなければならぬ一つの段階だと観る J. Bachofen, L. H. Morgan 以下の學説、或は J. Lubbock に始まり E. Durkheim に系統を引く所の宗教發達の原始形態とする見方の如き、何れもこれであつて、そこにはいふまでもなく原始文化の一元性がその根底に踏まえられているのである。かかる見解

は勿論その主唱者等に於ては、民族学的事実を正しく帰納して得られた結論だとの自覚の下に当然そう主張されたことでもあつたろう。が併し、実は帰納でも何でもなく、單なる概念的想定を骨子として之に適合した事例を附合しただけのもので、史実に無關係な弁証的考察にすぎないという酷しい批判を、同じ民族学の中でも歴史主義に立つ、所謂文化史学派の人々から蒙らなければならなかつた。地球上の大きな部分には、過去に於てもトーテミズムを持つた形跡のない地方が尙お広く残されている。それに同じくトーテミズムといつても、現行のそれを比較すれば、それらは決して画一的なものではなくて、その間に於ける地域差は頗る著るしい。この点、少くともこれらの地域にもトーテミズムの痕跡が識別されうるに至る時期まで、原始普遍説は仮説としての地位に甘んじなければならぬであらう。^①

ところでかかる批判を与えた歴史主義の立場その他よりすれば、トーテミズムの起源はどのようなように考えられるのであるかと云えば、これは周知のように W. Schmidt に代表せられる、文化圈説 *Kulturkreise-theorie* に落ちつくか、乃至は獨立した發源を數ヶ所に認める J. Frazer の主

張ということになる。共にトーテミズムの普及を以て伝播と仮借の結果と解釈して、原始文化の多様性を容認し、従つてトーテミズムの發生的考察に關する結論としても、一がこれを特定な狩獵文化の所産と断ずるのに対して、他は家畜飼養に直接先行する文化段階の制度だと云う、ほぼ等しい想定に達するのである。^②

トーテミズムの原始普遍説がこの正当な批判の下に斥けられ、しかも之に代る學説では、トーテミズム文化圈なるものが遊牧文化圈の外に別置されるか、もしくはより具体的に規定して「歴史上もつとも重要な役割を演じた三民族、Aryan, Sem, Turan」には嘗てこの制度の存在した明証はない」と論断されるのが民族学に於ける現状だとすれば、吾々は北東アジアの諸種族、なかんづく牧畜地帯として古來その性格を一貫せしめ來つたこの地の遊牧民の間に、更めてトーテミズムの問題を提出する自信を或は喪失せしめられるかもしれない。併しながら翻つて考えてみるに、進化論的立場のような場合ならばいざしらず、苟くも歴史主義と稱する以上は勿論のこと、更には平面的な資料操作の点にこそ非難を集めたフレーザーの比較研究法にしても、

それらは何れも、豊富な史実に基く実証的考察を標榜するものであつた。この点、それが確実な史実によつて立論される限り、過去に於けるトーテミズムの分布に関する新しい事實は、その未解決の分野をそれだけ解消するものでこそあれ、決して冒頭から拒否さるべきものであつてはならない。本論文が、北東アジア遊牧民の系列の一に属する契丹族 *Chien* に就いて、そのトーテミズムを論ずるのは、全く保つてかかる立場に拠つてゐるのであつて、論証の成否のみが究極的な可否を決定するであらう。

① S. Hartland, *Totemism* (*Encyclopaedia of Religion and Ethics*)

宇野円空博士 宗教民族学、四章、十一章

② J. G. Frazer, *Totemism and Exogamy*, vol. IV

宇野博士 同上

二、S・P・トルストフの中亜トルコ人 トーテミズム説の批判

北東アジア諸種族のトーテミズムに関する考察は、従来とても全くの空白であつた訳ではなかつたけれども、極めて僅少だつたことは争われない。吾々は之に關して僅かに

A. N. Maksimov 教授の「シベリヤ并びに中央アジア諸民族のトーテミズム」、及びこれを引用する S. P. Tolstov の「現代トルクメン人の下に残れるトーテミズムと二元的組織の遺制」(蒙古「八五—八七」)を挙げてゐるに過ぎないからである。中に在つてマクシモフ教授の論考は、直接これを参考できないのであるが、その大要は以下に問題とするトルストフの議論中に略々窺ひうるであらう。

トルストフに依れば、中亜のトルコ人の間には、動物を主とし植物もしくは日月星辰を稀に含むトーテム的種族名が可成り多く採集できること、——一九六一名称のうち七%弱に當る一二三例が、大に・牡牛 *okuz*・駱駝 *dye*・狼 *quatt* 以下より成つてゐる——氏族社会の古風な特徴である種族の対称的分裂、なかなづく二大分裂の傾向が指摘しえられること、及び神話伝説の中に動物種族名・動物祖先の諸例が尋ねられること、——八世紀 *Orkhon* 碑文の *Oguz* 族(鉄勒)・十二三世紀中亜トルコ諸種族中の最も大きな団体名として *Oguz*・*Rashid al-din*「集史」の *Oguz* 族(回紇)・*Abul-Gazi Bahadur Khan*「トルコ系木史」の *Oguzhan-Khalika* 人の始祖たる牡牛と花から生れた処女説話・*Bugyt* 人の祖先たる *Bula-nin*・キタイ族の

白馬青牛説話・Khitai人の赤犬とハンの女の説話・北西モンゴルの神話「父なる犬と母なる木」・Cinggis Khan モンゴル及び Bechti 人の狼鹿交配伝説・ハンガリー王女と犬の間に生れたというイタリー伝承の Attila 伝説等——これらの三点を根拠として、ト

dual organisation

ーテミズムと二分組織に関する理論が展開される。乃ち二分組織とは、W. Rivers 等の説明するような^①原初的に

Phratry

ontogeny

別個な兩集團から形成される族外婚のフラトリーではなくして、「原始氏族として出発した」單一集團が、族内婚の禁止に対処する必要から、自らを二分して成立せしめた体制に他ならないとして、フラトリー起源に関する限り先ず一種の分裂説に左袒するのであるが、この場合トルストフ

に於ては、種族内婚の禁止を必至ならしめた契機とは、云う

Barbarism

までもなく物質的生産の拡大そのものであつた。野蠻

Promiscuity

の段階に在つて人類社会は、無統制な乱婚の為に正常な生産機能を著しく阻害されていた。この阻害を回避する

Consanguin family

手段として、性タブーが現われる。かくて血縁家族の時代にはいれば、両性は日常生活上たがい完全な孤立状態に立ちつつ、僅かに規定されたタブー解除の期間を限つてのみ集團婚^{Group marriage}が取り交わされる。つまり男性集團と

女性集團とは、生産のために生産を中止したこの期間にのみ——この期間を限つて生産は第二陣に退くのであるが、それも本来は来るべき生産を昂める準備に他ならない。——一全体とし

ての社会を合成する訳である。然るに全体としての生産の向上に著しく貢献すべき分業が両性各集團の間に発達して来ると、兩陣營は従来のような孤立性を次第に抛棄せざるをえなくなる。両性を夫々に混合する經濟集團がかくして今や恒常的に成立するのであるが、反面それは放置すれば再び乱婚を誘致し、従つて生産の全面的後退を惹起すべき危険に臨むものだとも称しえられる。社会史的なかかる動機こそが内婚の禁止、換言すれば族外婚の起源であつて、同

exogamy

Clan totemism

時に又ここに二分組織の開始と、そして氏族^{Sex totemism}トーテミズムから性^{Phratry totemism}トーテミズムへ、性^{Sex totemism}トーテミズムからフラトリー・

トーテミズムへの推移があるのである。トルクメン人の民族誌の中から抽出しえた三事実、乃ちトーテムの種族名・種族の二分分裂の傾向及び動物祖先の神話は、トーテミズムに関するこの理論に強く援護されて、これこそ正しくトーテミズムが嘗て彼等の間に実存した遺制だとするトルストフの判断を確定せしめているのである。

族外婚を以て後來トーテミズムに附加された制度と見做し、或はフラトリの由来を一種の氏族分裂の結果とする見解などに、一応傾聴すべき点がないではないが、全体として彼の理論には、相当な無理があつて直ちには従いえない^③。就中その基礎の上に樹立されたトルクメンのトーテミズムという具体的な結論には、余りにも粗雑な論拠が目立つことであらう。トルコ族の間に動物祖先神話の典型をなす突厥・高車の例を脱漏しているとか、或はアブール・ガジの語るオグーズ・カン伝説には、三度に亘る父方の従姉妹との結婚が伝えられているに拘らず、この逆材料が黙過されているとか云つた欠陥は姑く措くとして、より根本的に問題なのは、時処の關係を無視した機械的・平面的な比較法でなければならぬ。特定の民族の持つ歴史的關係を度外視して、單に事例の表面的一致・類似のみを集積する、所謂比較研究法が非科学的だとする非難は、既にフレーザ^④に對してすら十分に加えられた所である。トルストフがトルクメンのトーテミズムを取扱つて、チュルク及びモンゴル民族の幾時代に亘る広汎な支派の事例を手当り次第に並べ立てるのは、全くこの轍をふむものと批しえられよ

う。この観点からすれば、彼の提供する資料を以て、強いてそれを自然崇拜の一種とも見られる動物崇拜のそれではなくして、トーテミズムの本質に迫る名称起源や親縁關係に関するものと認めるとしても、かかる理論・かかる比較法によつて裏付けされている限り、その結論には越え難い難点を免れることはできないであらう。

① W. H. Rivers, Social organisation, ch. II

② この立論の出発点となつてゐる原始乱婚の状態とは、いうまでもなく分類式親族組織に對應すべき婚姻制度として、モルガンの提唱に係るものであつて以後多大の影響を及ぼした説ではあるが、その後の民族学的実証の結果は、むしろこの假説を架空的なものと断ぜしめるようになってゐる。二分体制の起源に關しても、リヴァース説を斥けて之を單一な原始氏族の内部分裂から説明するのは、やはり今日の通説としては受けとり難いが、一応これは見解の相違として問題の埒外に置くこともできよう。が併しトルストフ理論の最も根幹たる性トーテミズムからフラトリ・トーテミズムへの推移に就ては、重大なる疑問が挟まれざるをえないのである。と云うのは、性トーテム m・f を中心に結合した男性集團・女性集團が解体して、男女を并した二個の經濟集團に変成された時、この新しい集團は等しくトーテム m・f の成員から混成されるはずであるが、それにも拘らず一方が m トーテムによつて統一され、他方が f トーテムを共有

することになる——この場合 m・f 以外の全く新しいトーテム a・b を採用するとしても同様であるが——といった変化は、成員とトーテムとの集团的親縁関係を基調とするトーテムズムの本義からしては、とうてい説明されえないからである。この点、現行のいわゆる性トーテムズムなるものも、実はただ男女間に守護動物や呪物の種類を異にし、食用その他に違つたタブーが課せられている事実から、一応トーテムズムと想定され仮りに性トーテムズムの名が賦与されているに過ぎないのであつて、決して名称に執られて直ちに一般トーテムズムと同一視さるべきでないのを参考すべきである。

三、アジア諸種族のトーテムズムに関する覚書

(i) 高車・突厥の場合

トルクメンのトーテムズムに関するトルストフの論説は、かくしてそのままの形では受納できないとしても、その使用する資料の性質を通じて、吾々は一応その可能性を認めることだけは許されることであらう。ウラル・アルタイ語族を含めた広義のツラン民族の間には、過去に於てもトーテムズムの痕跡は存在しなかつたとされている現在であつてみれば、このトルクメンの場合と同様な可能性だけでも、之をアジア諸種族の上に出来る限り述べつけられ

ば、其はキタイ族のトーテムズムを実証しようとする目下の目的にとつて、決して不必要な準備工作ではないはずである。かかる見地から広くアジア諸民族の民族誌に瞥見を加えると、求められるような事例は必ずしも少くはないのを発見するであらう。例えば前に触れる所のあつた突厥・高車にしても、或る程度の手懸りならば之を提示することができる。乃ち「北史」(九八—九九)の語る所によれば、高車族の始祖は匈奴の王女と牡狼との間に生れた男子であつたし、突厥族に就ても、些か異なる二様の伝説を通じて同書が「これ、説は殊ると雖も終に狼種なり」と結んでもいるように、その始祖は狼を母として生れたことになつてゐる。もつともこれらの伝説は何れも中国文献のみから伝えられるものではあるが、勿論だからと云つて中国人の想像に出たものでは決してない。後世、十二世紀モンゴルが自らの手でその古い口伝を書き残した「元朝秘史」|| *Monghol-un niyū'a tobčayan* に、彼等の出自を記して明白に之を牡狼に歸している事実を参照すれば、「北史」の記載もまた當時に於ける突厥・高車の口伝を直接もしくは間接に聞知した中国史家が、忠実にそれを書き記したものであらうこ

とは推察に難くない。

ところで動物祖先の伝承があるからと云うだけで、そのトーテミズムを云々することは云うまでもなく余りにも早計にすぎる。成るほど高車の先といわれる匈奴には、單于の氏族である獯鬻氏と婚を通ずる貴種としての呼衍氏・蘭氏・須卜氏(丘林氏)があつて、族外婚の制度は略々確實だつたと考えられるにしても(史記一一〇・漢書九四・後漢書一一九)、肝腎の高車・突厥に就ては未だこれを確認するまでには立ち至つていないし、他面それに彼等の氏族制社会の實際も、單に五部高車・十姓突厥・九姓回紇といった命名から漠然たる想像が為される程度であつてみれば、トーテミズムを推定するに必要な随伴現象から全く孤立した狼祖説話は、この場合まず何の手懸りをもなしえられないであらう。

確かに、若しも上記した中国文献がその末段に加えている興味深い一節を見逃すとか、乃至は看過しないまでも之に正当な解釈を施しえなかつたならば、その通りであらう。注意を惹くに足る末段の一節とは他でもない。突厥に就いては、その狼種たる所以を述べた後に

：彼等突厥人は、だからその牙門に狼頭の纛を建て、それによつて自らの祖先を常に意識に上している。とつけ加え、高車に就いてもほぼ同様である。

：狼の子孫だから高車人は、好んで発声を引き伸して長歌するが、これがまた狼の遠吠にそっくりである。

種族の共同祖先を自然界の或る特定な種に認め、従つてこの種に特別な親近感情を懷いてそれが慣行となり、更に遺制化して行くトーテミズムの一般的過程を考慮する時、狼祖伝説と併せて、その動物の形象を聖なる同類と見做し、或はその動物の性質を好んで模倣し、もしくは義務として真似ることが突厥・高車人を通じての信念となり慣習となつていたのを示すこの事実こそは、彼等のトーテミズムをその可能性の範圍に於て容認せしめるに難くはないはずである。デュルケムが説明したトーテムの徽章・紋章としての意義は、「Tlingit 族から Kwakiutl 族にかけての北米大陸西北海岸の土人の間に、特に顯著に符合したことであるし、リヴァースの主張する成員とトーテム間の體質的な類似は、これまた北米 Ojibwa 族の間で「熊氏族」の成員が勇敢であり、「鶴氏族」の成員が鶴を髣髴する澄んだ声を

発する等、以下 Melanesia の諸例が共に証明する所でもある。^①

以上の理由から私は、高車・突厥の場合をトーテミズムの可能性の下に解釈するのであるが、同じ事実を目して別の理解もまた存在する。護雅夫学士の Shamanism 説であつて、その詳細は「遊牧国家に於ける王權神授という考え——トツケツ民族の場合」(歴研「三三」)「古代トルコ族(高車)の始祖説話について」(北方文化研究報告八)に見られる。

シベリアのシャーマニズムを基にして、北アジア諸民族、就中トルコ系の突厥・高車族のそれを論ずるこの労作は、ツングース系諸種族に於ては言わずもがな、広くトルコ系・モンゴル系の遊牧民に於てもそこに巫者・呪師を中心とする呪術宗教的儀礼が存する限り、正当な一面を失わないものであらう。併しながらそれにも拘らず私は、氏が上記した突厥の狼蘇・高車の長嘯といった慣行をも并せて、全面的にそれらをシャーマニズムの系列の中に收容する点には、些か疑義なきをえないのである。と云うのは、トーテミズムにしろシャーマニズムにしろ、それらは共に Animism の世界、もしくはブレアニニズム乃ち Animatism

の世界に在る信念であつて、この点、低文化の特色として何れもその外面的な変化が極く限られるのは已むをえないであらう。例えばシャーマンの特色の一である靈界巡歴にしても、類似的の構想はトーテミズムの中に在つても一つの基本的な形として現われてくる。衰退期に入つたトーテミズムが、もはや在来のままにトーテム動植物からの人間の發生を説明し難くなつた時、トーテム氏族員とトーテム種との間の親縁關係は、新たに創案される神話によつて説明されるのであるが、この基本的な形式をデュルケムは、北米土人 Haida, Tlinkit, Tsimshian 諸族の例を纏めて氏族祖の神秘的境界滞在と稱した。^②蓋しそこでは氏族祖は、空想的境界を渡り歩く間ずっとそのトーテム動物と生活を共にする結果、かくて結ばれた親密關係からトーテム動物の性格を獲得し、彼が再び人間界に歸り来るや、ここにその動物の名前を与えられることになつたと云うのが常だからである。こう比較してみると、少くとも外觀上には、シャーマニズムを特色づけトーテミズムを特徴づけるシャーマンの靈界巡歴と氏族祖の神秘的境界滞在の間に根本的な區別を立てることは困難な感を受けるであらう。更にこれが、シャーマ

マン祭儀のこれまた大きな特徴をなす巫者による動物の物真似と、トーテムイズムの本質たるトーテム成員によつて示されるトーテム動物の類似行為とに至つては、卒爾にはとうてい之が識別をなすことは不可能に近いかもしれない。

併しながら外面上の酷似にも拘らず、実はシャーマニズムとトーテムイズムの表現形式の中にも、当然のことながら自他を弁別する一線が画されているのである。この一線というのは何よりも、トーテムイズムが單なる宗教的信念ではなくして、同時に社会体制でもあるという点に係つてゐる。フレーザーやデュルケムに従つて極端にまで言えば、トーテム成員とトーテムとの関係は、全く同一平面に属する対等關係でこそあれ決して神に対する信者のように隔絶した聖俗關係ではない。従つて親近の対象とはなつても崇拜の対称とはならないトーテムは、当然ながら宗教の範疇には入れらるべきではないものですらある。つまりトーテムイズムとは本源的には集団を規整する一種の原理であつて、この点アニミズムを背景とする原始宗教としてのシャーマニズムとは截然と境界を画すべきなのである。この差異は当然具体的な表現形式の間に見取られねばならない。こ

に、ではそれは何所にいかにして指摘されるのであうかが問われる順序となつてくる。

問題を必要な最小限度に止めるために、上掲の事例に限つて論ずることにしたい。乃ちシャーマンの靈界巡歴にせよ氏族祖の神秘的世界滞在にせよ、そこに等しく現われ来る動物との緊密な接觸であるが、この場合、前者ならば凡そ精靈ありと信ぜられる一切の動物が無差別に登場してくるのに對し、後者ではかかる自由は全く許されない。氏族祖が交渉を持ちうる動物は唯々一つ、そのトーテム種に属する動物に嚴格に限られる。しかもこの接觸の主体が、一はあくまでもシャーマンと云う特殊個人の特權であるのに反して、他は氏族代表としての氏族祖、換言すれば氏族成員の全体がこの有資格者としてその中に集約されているのである。この事情は動物の物真似の項に至つて益々明晰さを加える訳であつて、シャーマニズムはその演出者をこそシャーマン一人に限るものの、演出される動物としては狼の吠声・蛇の爬走・鳥の啼声・馬の蹴り様・鶯鳥の飛び方、その他といつた多彩さであるに引換え、トーテムイズムは正にその正反對の、演出者は氏族員全員・演出される動物は

といへば之は厳密にトーテム動物一種と決つてゐる。

シャーマニズムとトーテムイズムの本質に係わる相異をかくの如くに見究めてくると、かの突厥人の狼頭の蘇・高車族の狼声は、シャーマニズムに属するよりはむしろトーテムイズムに關係すべき次第が、自ら明かになることであろう。蓋し同じく狼に出自する両者が、その種族祖に対する強い意識を表明する形式として、また種族祖たる狼への深い親近感を強調する行為として、個人的にではなく集团的に採用する慣用だからである。もつともかくは言つても私は、護学士の説に反対して突厥・高車のシャーマニズムを否定する積りは毛頭なく、適正該博な氏の見解に従つて北方アジア諸種族間のそれを容認するものである。とすれば私の議論には当然、ではシャーマニズムとトーテムイズムの混合を何如に処理するか、質問が提出されよう。併し之に就ては、必ずしも二者択一的な關係を固執する要はないのであつて、北アジア諸種族のシャーマニズムを通説に依拠して、高極地帯に本源を發した真正シャーマニズムの伝播と考えることにより、一応の説明がつくはずである。蓋し一般論的にいつてプレアニミズムの段階に属するトーテム

イズムは、後來の伝播文化たるシャーマニズムの中に當然その遺制を留めえられようし、且つ又この場合、上記した表現形式の外觀的類似が、この大勢を一層たやすいものたらしめたであらうからである。

尚おまた最後に今一つ注意しておかねばなぬことは、これも私が、ただ單に狼祖説話と狼頭蘇・狼声というこれだけの資料から、狼を目してそれが突厥・高車のトーテムだつたと断言するものではないことである。かかる断定を下す為には、彼等の民族誌がもつと精密に調査され、就中その氏族制度の分析が更に完備されていなければならないことは論を俟つまでもない。基礎工作のこの不備を十分に自覚して、ここではあくまでもトーテムイズムの可能性を論じているのであるから、それなりにこの結論も、單なる蓋然性に過ぎないことは更めて断るまでもないであらう。

① W. Rivers, *Ibid.*

E. Durkheim, *Formes élémentaires de la vie religieuse*, ch. II
② E. Durkheim, *Ibid.*

(iii) 吐蕃その他の場合

高車・突厥の場合に比べると、吐蕃族のトーテムイズムは、
Tibet

数段その確実性を進めている。C. Bell に依れば、チベット古文獻 Pu-ton Kim-po-che の “Chü-chung” には猿に出自するチベット人の古伝説が既に述べられていて云う。もつとも古伝説といつてもこの文献は、精々十二・三世紀の編纂に係るものであり、且つ伝説の構成それ自体も、淫乱の牝猿を済度する為に菩薩の化身が之と契つてチベット族の始祖を生んだという風に、仏教説話の性格を濃厚にしており、この点、直ちにこの伝説をチベット純粹のそれだとして受け容れることは差し控えねばなるまい。併しながらそれにも拘らず、猿祖説話がなお純然たる古代チベット族の口伝であつたと確信する理由は、索して得られない訳ではない。チベット族の一分派たる党項族^{Partak}に就て、その消息を最も早く伝えた「隋書」が乃ちその材料であつて、そこには次のような記述がなされている。

党項羌とは三苗の後である。現在では宕昌族・白狼族といつた支派に分れているが、それらを通じて彼等は一樣に獼猴の種だと自称する。……山谷の間に居を占め、一姓ごとに部落を形成し、最大五千余騎から最少千余騎の集團をなしている。その生業は犛牛・羊・猪を

牧養することによつて営まれ、農耕に従事することは知られていない。……

氏族と推定される血縁集團を以てその社会の中核となしている所の牧畜種族たるタングート族が、宕昌・白狼以下の同類と共に猿祖説話を共有していたと云うからには、たとえ「隋書」には未だ吐蕃伝が立てられず、且つ「唐書」に至て初見するその専伝にもこの種の報告が欠けているとしても、同じくチベット種に属する吐蕃族であつてみれば、同様な事実がそこにも存したと見做す公算は殆ど確実である。とすれば、この中国文献を上記チベット古伝説に参照して吾々は、少くとも猿祖説話そのものだけは、決して仏教的潤色の所産ではなかつたことを認めうるであらう。この猿祖説話と氏族編成の社会組織に加うるに、「西唐書」吐蕃伝（一四六・二二六）が一致して伝える犠牲獣としての獼猴の習慣を以てすれば、トーテミズムを類推する基礎的条件はかなり出そう訳であるが、この上に今一つ最も重要な事実を添加することができる点に、吐蕃に於けるトーテミズムの可能性が突厥・高車に比べて一段と大きい所以があるのである。この最重要な事実とは実に他でもない。文成公主に

纏つわる挿話で有名な吐蕃人赭顔の習俗なのである。貞觀十五年（六四二）、文成公主を和蕃公主として吐蕃王に嫁がしめた顛末は、両「唐書」・「資治通鑑」に大同小異の記載を持つているが、ここでは「旧唐書」に拠つて問題の箇所を示すことにする。

……文成公主を迎えた吐蕃王は、特に公主の為に城邑を築き棟宇を立てて、これに処らしめることにした。然るに公主はそれでもなお吐蕃の風習になじまない。

特に吐蕃人の赭面を嫌忌したので、只管その意を迎えんとする吐蕃王は、遂に国中に命令を發して、権りに且らくこの俗を罷めしめることにし、自らもまた率先して吐蕃風の氍裘を积いて絛綺をまとい、次第に中国風の生活様式に同化していつた。……

ここに赭面とあるのは云うまでもなく、「赭、すなわち赤土で以て面を塗るを好みとする」（新唐書）といった一種の風習であるが、勿論お洒落れやお化粧の意味を持つものは毫もない。「その国人はみな赭を以て面に塗る」（通鑑一九六）のであるから、老幼男女を問わない所の土俗であつたはずである。さればこそ公主の意を迎えて之が禁令を

發した吐蕃王も、さすがに永年の土俗が一片の禁令で簡単に処置できるものなどとは考え得られなかつたとみえ、さてこそ「権りに且らく之を罷めしめた」に他ならない。

「通鑑」・「新唐書」が叙述の簡潔化に急なる余り「令を下して之を禁ず」と改めたのは、「旧唐書」の含蓄を台なしにする史筆の疎忽と称しなければなるまい。ところでチベットの土俗としての赭顔の風習とまでは判明しても、さて之がどのような起源と何如なる意義を具えたものであるかに就ては、中国文献には一言の説明もない。併しながらチベット種族に就て、その猿祖説話以下の民俗を既に知つてゐる吾々にとつては、殆ど確定的にこれが起源を獼猴の形態に真似る行為から發していると断ぜられるのである。猿は外貌上の特徴として赤い顔を持つてゐる。従つて自らを猿の子孫だと自称する吐蕃人は、自分等もまた猿と同じように赤い顔が持たたい、乃至は持たねばならないと願望する。この願望が赭顔の風習を由来したとすれば、それはトテム氏族員が系譜的に親近關係を以て連なると信ずるトテムの形態・動作を真似ることによつて、この關係を強調し表明するのと何等異なる所がないであらう。トテム形

象の全体もしくは一部が神聖なる徽章として成員に所持され、携帶品に描かれ、或は肉体に黥せられるのは北米大陸・アフリカ・メラネシアのトーテミズムに極めて広く分布する実例であるが、中でもアフリカの Negro 種に属する「豹氏族」では、その成員が白墨で四肢五体に班点を描くのであつて、これこそ正に赭面するチベット人に匹敵すべき恰好な類例たりうるものであろう。

以上に於て私は、アジアの諸種族を突厥・高車・吐蕃と数えつつ、そのトーテミズムの可能性を論じて来た。

Individual T.
個人トーテミズが不十分ながら尚おトーテミズムの一部を占める資格を持つならば、私は更に吾國古代のそれを附加して、この可能性をより広く又より深く推及せしめることができるはずである。委細は古事記を資料として神武天皇と熊との間に守護靈——個人トーテミズムの存在を証明されている西田直二郎博士の「日本上代のトーテミズムの痕跡の問題と呪術に就ての二三の考」(内藤博士頌寿記念史学論叢)を参照された。

① C. Bell, *Tiuet, Past and Present*. ch. V

四、キタイ部族のトーテミズム

本題の結論を側面から支持する為に、キタイ族周辺の諸種族に於けるトーテミズムの可能性に就いて、可成りの紙面を割いて説明してきた。今や序論を終つていよいよ主題に立ち入る順序であるが、この論証に取りかかるに先立つて一応トーテミズの定義を確かめておくことが何よりの急務である。トーテミズムとは何であるか。一見するところ何如にも陳腐なこの問題ではあるが、併しこの必要性は、抑々トーテミズムの事実そのものが民族により地方によつて区々たる特徴を示し、極端にはこれら総べてを一貫する本質的特徴が否認すらされかねまい情勢を考慮すれば、容易に容認されることであらう。無駄な混乱を避ける最善の方法として、私は通説的な定義を冒頭に掲げ、以下これを基準として主題の論証に入りたい。

フレイザーに依れば、トーテミズムの一般的定義は次の形で与えられている。

トーテミズムとは、一方に於て血縁者の一集團があり、之が他方に自然的もしくは人工的な事物のある種との

間に存在すると想像されている親近関係であつて、この事物がこの人間集団のトーテムと称せられる。

普遍的ではあるがそれだけ抽象性を免れないこの定義では、事態に即して論証を進めるに不適當でもあらうから、い多少しく具体的に之を敷衍した内容を求めると A. Goldschweiser・デュルケム或はハートランドの定義となつてくる。これらを彼此綜合して核心的な部分を指摘すれば、略々次の五点に集約されるであらう。^①乃ち

一、氏族によつて形成されている社会か、又は真実もしくは擬制的な血縁關係によつて結合された集団から成り立つ社会の一制度である。

二、族外婚の慣行が、必ずとまでは行かなくとも之に随伴する。^②

三、氏族もしくはこの血縁集団は、動物・植物或は稀に日月星辰といった自然現象を以てするトーテム名を採つて集団の称呼とする。

四、集団の名称となつた事物は、その全成員から類似もしくは血縁の觀念を以て眺められ、往々にして世系的に關係ありと考えられている。

五、この事物もしくは種は、増殖儀礼の対象となるか、禁忌されるか乃至は他に宗教的感動の主体となる。

これらの諸点が孤立したり分離しつつ表明されるのではなくして、一連の随伴現象として看取される所に、トーテムの存在は高い確率を以て推定されるであらう。

さてキタイ族のトーテミズをこの基準に照して論証せんとするのであるが、第一・第二の二点は、前に私が東北大学文学部研究年報三に「キタイ部族制の研究」と題して発表した小論文で既に解決されているはずである。と云うのは、簡単な要旨だけをここに繰り返せば、十世紀以後遼代のキタイ人社会を両分する二大集団として耶律姓・蕭姓と称する無意的集団があつた。この両姓はその下に所謂、キタイ八部と称せられる下位集団を包括し、その社会的機能として明確に婚姻を規整したし、更に共同娛樂の主催・呪術的儀礼の執行を兼ね行つていた。語を換えて言えば、これらの遺制に反映する古いキタイ共同社会は、夫々に外婚単位をなすこれら二箇のフラトリから組成されていた、つまり所謂二分体制を執つていたことである。ところで耶律姓・蕭姓と併称される両姓の名号であるが、これは前

者がキタイ振りなのに対して後者は明かに中國風であつて、一見いかにも奇異に感じられる対称ではあるけれども、実は耶律姓の中國的称呼である劉姓に配してこそ蕭姓が釣り合い、蕭姓のキタイ個有称呼たる審密姓には耶律姓を以て対すべきものが、その対称を誤つた結果に他ならなかつたのである。要するにその小論文に於ける私の結論は、耶律・審密という外婚的血縁二集團——フラトリーによるキタイ共同社会の二分体制を闡明したことに在つた訳である。

キタイ族のトーテミズムを立証するに必要な最初の二条件、乃ちトーテミズムがそこに存在しうる一般的背景としての社会体制が、以上のようにして実証されたからには、引續いてこの基盤の上に発現する特定現象としての第三項以下の条件を検討しなければならぬ。ところでトーテミズム名が氏族もしくは之に類する血縁集團の名称として冠せられているや否やという第三条件であるが、之に就てはキタイ共同体を二分する両フラトリーのキタイ個有名たる耶律・審密が問題となる。さて耶律姓は周知の如く、遼代でこそ略々一致してこの漢字面が使用されておれ、金・元時代には必ずしもそうとのみには限らない。寧ろ多くの場合

移刺姓と書かれるのが普通であり、稀には曳刺姓として写されるし(「元史」九五)、同様に遼代記録には専ら中國風の蕭姓を以て代用される審密姓は、これまた金・元時代の石抹姓そのものであるから、吾々は自らこれら各種の漢字面で現わされる音価を次の範圍に限定することができる。

耶律 *Yel-lie* → 曳刺 *Yeh-la* → 移刺 *I-la*

審密 *Sên-mi* → 石抹 *Si-mo*

ところで未解決のまま残されていた契丹文字の解説に大きな進歩を致された村山七郎教授の研究もそうであつたように(「契丹字解詁の方法」——言語研究十七・十八)、キタイ語の解釈には専らモンゴル語に頼るのが正しいようである。従つて今の場合も勿論これに準じ、傍ら後述する所のあるキタイ族の白馬青牛説話を参照しつつ、耶律・審密二姓の原語を探求するとすれば、先づ審密に就てはモンゴル語に「牝牛」を意味する *Sar-Sir* が、耶律に就ては同じき動詞「馬を調練する」*Jalanu* が大きな手懸りを提供する。乃ち前者に在ては、その複数形 *Sarnut, Sirmut*——*r-i* を語尾に持つ名詞の複数形は、一般的な複数接尾詞 *-i* に代つて *mut* 又は *nut* を添附する——が、*Sên-mi* (審密) → *Si-mo* (石抹)

の音価を含むこれらの漢字で以て写されるに極めてふさわしい形を示すであらう。蓋し原音 *r* が *n* で転写され、語尾の *t* が省略されるのは Tatar 韃靼・Syrtardush 薛延陀及び Ongut 汪古・Naimat 乃馬の音訳法からみても極く普通だからである。

之に対して後者、乃ち Jalahu の場合は少しく補足的説明が必要である。というのは「招待する」がこの動詞の最も一般的な意味であつて、この限り大抵の辞書にも漏らされることはないのであるが、併し勿論「馬を調練する」という上記の語義も決して無いのではない。J. Schmidt の辞書にこそ欠けてはいるものの E. Kowalevskii の辞書にも或は K. F. Golstunskii のそれにも通つて “dresser un cheval”, “uparubъ romanubо” の語解が掲げられているのである。ところがモンゴル語では名詞の多くは往々にして動詞から作成されるが、A. D. Rudnev の文法書の当該第七則には ačihu (荷をいける) → ačīyan (荷物) の変化で例示される場合、乃ち「或る動作」→「その動作を受ける物体」への転化として

聯語 + *ga* (ge), *gun* (gen). — 但し語根の末尾が *i* 母音

ならば + *ya* (ye), *yan* (yen)

の方式を載せている。問題の動詞 jalahu にこの原則を適用して *Jala + ga* → *Jala* (母音間に挟まれた *g* は脱落して長母音となる) なる名詞を得るが、その語義は云うまでもなく、調練という動作を受ける物体すなわち「馬」でなければならぬ。

もつとも念の為に一言ここを説明を加えておかねばならないのは、審密 (Sên-mi) → Sînnat → 牛の論証にはその要はないとしても、耶律 (Yeh-lü) → *Jala* → 馬という原語比定に就てである。文法的には一応正しくても、実は馬を意味する *Jala* なる語が、特殊方言に於ては知らず、少くとも普通の現在モンゴル語には存しないからである。併しながら云うまでもなく、現在の語彙中に存しないということは、何もそれが過去に於ても一貫してそうだったという理由にはならない。現に十二・三世紀のモンゴル語を忠実に音訳した「元朝秘史」に徴しても、Sînyula (青白馬) qubî (淡黄馬)・qongyol (甘草黄馬)・qulırun (黑馬)・erinnug (不生駒)・kotol (從馬)・qudmun (快馬)・alashas (中国馬) 等々といったこの種の事例は決して少しとしない。ましてや悠遠なキタイ族の先史時代に属するトーンム名称であつて

みれば、寧ろそれが現在モンゴル語に見出される方が異例なくらいである。之に就て吾々は、濠州未開社会を例にとつて氏族とフラトリーとの關係を論じたデュルケムのフラトリー論の一節を、恰好にここに引用することができる。

「：フラトリーは或る部族ではもはや独自の名称を持たなくなつており、よしんば尚おその名前を保持しているとしても、その意味は既に成員から忘れ去られてゐるのが事實である。併しこれは別に驚くに当らない。何となれば、フラトリーは至る所で退化の状態にある

点からみても、其は確かに原初的制度に相違なく、その後裔たる氏族が第一級の集團に変化した以上、フラトリーが嘗て有した名称は徐々に記憶から消え去り、遂に理解されなくなつたからである。つまりフラトリー名は現に使用されていない太古の言語に属す訳なのである。吾人に知られてゐる色々な場合に於て、フラトリーがその名に帯びてゐる動物が、現行の言語では非常に異つた形で表現されてゐる事実からも、この次第は明かになるであらう。

以下デュルケムは、Barkinj, Parunj, Milpulko 族のフ

ラトリー名 mukwara が本来は鷲の意であつたに拘らず、現行の土語では biyara なる語がこの意味で一般的に行使されてゐるといふ B. Smith の報告、及び同様の多くの実例を A. Lang に従つて挙げてゐるのである。^④

なお又モンゴル語では mon を以て馬一般を意味しながらも、その特殊な場合に対しては、この基本的概念を限定する修飾辭を之に附して表現するのではなく、夫々獨立した名詞がその各々に充てられる。例えば去勢馬 || *gegeti* 二歳駒 || *dara* 駿馬 || *kuluk* 野馬 || *qulan* といった現行名辭から、上記十二世紀モンゴル語の諸例に至るまでがそれであつて、恐らくは遊牧生活者としての特殊な關心が、かかる語彙の豊富を致さしめたものであらう。^⑤ 孰れにしても家畜に対するかかる言語上の特徴から推せば、野生から家畜への轉換はそれこそ牧畜上の特色ある時期に当るだけに、当然それに相当する語が在つて然るべきである。|| *da* || 「調練される」馬とは、正にかかる特殊状態に重点を置いた馬の表示として、意味的にもその存在が理由づけられるであらう。

かくして吾々は、キタイ共同体の二分体制を構成する二

個の社会集団、乃ち耶律フラトリと審密フラトリの名称に對して、馬と牛という語解を得た訳であるが、この語解たるや、正にそれはキタイ祖先神話に語られている二個の動物そのものである点を特に注意すべきなのである。「ト

ーテムの本質は先ず何よりも名前であり、次いで徽章である」^⑥ トーテムイズムに於ては、それ程までにトーテムの名前と集團の名称との一致が重視される。勿論トーテムイズムの名称起源説と雖も、唯々単に無内容な名称の符合のみを採り上げるものでは決してない。名称の一致する所以のものとして、両者を精神的に緊縛している近親感情が予め十二分に顧慮されていることは更めて言うまでもない。この意味に於て、神話・伝説に語られているトーテム種との世系的近親關係こそは、この名称の一致をしてトーテムイズムの略々確實な指標たらしめずには措かないであらう。

条件の第四がここに至つていよいよ審議の中心となつてくる。周知のように、キタイ族の祖先説話はその記述に多少の出入はあつても、所謂白馬青牛伝説の形に統一されている。「遼史」地理志に拠れば、それは次のように要約されるであらう。

その昔、白馬に騎つた神人と青牛車に駕した天女とが夫々土河と潢河とによつて流れを下り来り、両河の合流する木葉山の下に相い会した。ここぞ二人は配偶となつて八子を儲けたのであるが、この八子が他ならぬ所謂キタイ八部の祖先であつて、その族属は、次第に榮えて終に八部を構成するようになったと云われている。キタイ人の間には、今もつて部族の最要事たる出軍に際し、或はまた春秋の大祭祀に當つて必ず白馬青牛を祭る慣行が伝わっているが、之はとりも直さず、始祖に討して成員がその追懷の情を表明しているものに他ならない。

一見して判るように、この神話は決して馬牛を以て直接キタイ人の祖先だとは明言していない。がしかし始祖たる神人・天女と白馬・青牛との混淆が、少くとも祭祀に關する限り、或る程度に露出されているのを見るのは必しも難くはないであらう。それと同時に又ここでは、八部の祖先と及び更にその祖先たる神人・天女の物語が、つまり二重の祖先説話が重複して語られているのも極めて印象的である。キタイ祖先説話に看取しうるかかる内容的特質は、吾

々がこの神話を批判するに際して重大な示唆となるはずであつて、期待される結果を予想せしめるに十分であらう。

神話の批判に入るに當つて、当然ながら原始的心理学の理解が不可欠である。神話にその心性mentalitéを反映させている原始人が、低劣な智能と不正確な因果觀念の持主であり、従つてその所産たる神話が矛盾に充ちた非論理的内容に終始するといふ一般常識的な見解だけを以てしては、正しい意味の神話批判は望むべくもない。この点、神話を作り出す未開人の心理を吾々の科学的思考と比較して、その論理的相違を明確ならしむるに功績の大であつたフランス社会学、特にデュルケム学派の説は傾聴に値するものでなければならぬ。L. Lévy-Bruhl^①によれば、經驗の浸透を許さない知覚と神秘的な集團表象——神話・トーテム・呪術・マナ等——に拘束された思维を以て特色とする自然民族の心性は、なるほど吾々のものとは違つた方向に方位づけられてはいるであらうが、だからと云つて直ちに之を吾々とは別個の論理に従ふものと断じ去るのは早計である。第一に吾々と全く別個な論理という觀念そのものが、無内容な空虚な觀念でしかありえないであらう。そうでなく

て原始人の心性は、*logique des sentimens* 情緒的論理に支配される前論理的なものである。唯々その思维が吾々の論理の方則だけに従うのではなく、換言すれば吾々の思考にとつて最大要件たる矛盾律がそこでは回避を強制されないままに、代つて融即logos de participationの法則に支配される状態に在るとの意味なのである。「原始心性の集團表象に於ては、器物・生物・現象は吾々に理解し難い仕方により、それ自身であると同時にそれ自身以外のものでもありうる。」つまり總ての物が類を異にする他物に融即し、且つそれが極度に社会化された感動として成員間に普遍するのである。

自然民族の心性をかくの如くに概観して、さて当面の問題たるキタイ祖先説話の分析に移ると、吾々はそこに全く同じ思考法則が働いているのを見るであらう。乃ちキタイ八部の同源を説く趣旨そのものが、明かに矛盾律への無感覺を示す。蓋し私が前に論考したように、後世のキタイ部族を構成した八部とは、迭刺・品・突拳・突呂不の四部と乙室・楮特・涅刺・烏槐の四部に夫々分れて耶律・審密両フラトリー集團を形成し、所謂二分体制を為していたのであるから、当然この両フラトリーは互に異なる血縁集團

でなければならぬし、又そう自覚されてもいたはずである。そうであればこそ、各々が族外婚の単位となつて互に通婚し合う特殊な婚姻形態が維持されていた訳である。^⑤それが今や共に同一祖先に発源すると云う八部同源説を持つのであるとすれば、これが矛盾でなくて何であらう。異なるものが同じものだとするこの混乱は、吾々の思惟に於てこそ不合理として斥けられようが、諸存在間の本質に神秘的共通性を認める原始心性に在つては、格別に關心するに値しない。一と多、同と異等々の対立に際し、その肯定が必ずしも他方の否定を促さない融即の法則の下に、対立は消滅し矛盾は感覺されない適例を見せつけられていることである。

融即の方則はこのように、キタイ祖先伝説の中に指導原理として已に強く働いている訳であるが、就中その白馬青牛の演出はどここの直接的な適用を生々しく露呈するものはない。何となれば、「それ自身であると同時に又それ自身以下のものでもありうる」のが融即の本質的な性格であるから、吾々の目にこそ神人の乗馬・天女の駕牛として、神人・天女そのものとは全然別個な、しかも全く附随的な地位

しか与え得られない伝説中の白馬青牛が、原始心性に於ては実に、同時に神人・天女でもありうるからである。私はこれに就てこれ以上の説明を施すよりは、レヴェキ・ブリニールの引用する Arunta 族の実例を挙げた方がより効果的だと確信する。乃ちアルンタ族の間では「各個人は alche-inga (神話的時代) の祖先であり：また各人のトーテムは彼と同じものであると見做されている。」つまり各々の個人は現在生きている各々の男女であると同時に、 alcheringa 神話時代に生活した半人半獣の祖先でもあり、更にまた自らのトーテムそのものでもある訳である。神秘的祖先とトーテムと及び各成員のこの一体感を、リヴァースは又メラネシアの豊富な調査結果に即して次のように云つてゐる。^⑥「各成員は、その集団のトーテムたる動植物もしくは無生物と何等かの關係で結合されている男或いは女の子孫だと信じてゐる。」これらの証言を裏から云えば、神話的祖先たるものはトーテムと何らかの關係に結ばれた男女であらねばならない。之をキタイ族の伝説的祖先たる神人天女に当て嵌めて、そこに或る關係を以て演出される白馬青牛が紛れもなくそのトーテムたる可きは、是に至つて略

大確実でなければならぬ。

馬及び牛との世系的近親關係がかくして立証されたとすれば、最後は増殖儀礼・タブーその他一般的宗教儀典の対象としての慣習を跡づける第五条件の検討である。之に就ては遺憾ながら、増殖儀礼もタブーも共に之を文献に徴することはできないのであるが、併しそれでも春秋の大祭祀及び出軍に際する呪術的儀礼といつた共同体の最高祭儀に、白馬青牛を犠牲獣として捧げる慣習が遼王朝の故事となるまでに永く執行され来つてゐる点を指摘したい。そしてこの場合特に、上記した「遼史」地理志がこの謂われを説明して「本を忘れざるを示すなり」と称してゐるのに留意すべきである。元来トーテミズムの附随現象として呪術宗教的儀礼を挙げる所以そのものが、成員とトーテム祖先との一体感を強調している点にあるのを思えば、キタイ族が其を通じてその祖先に対する集团的感動を昂める伝統的なこの様式の中に、白馬・青牛が明瞭に参加してゐるだけで既にこの第五条件は最小限度に充足されることであらう。

五項目よりなるトーテミズムの具体的条件を以上のように論証して私は、キタイ族のトーテミズム、就中フラトリ

ー・トーテミズムの存在を馬「*horse*」耶律フラトリ・牛「*sinut*」密密フラトリの形で確認する。そしてこの確認は、前に予備的に言及しておいた北東アジア諸種族に於けるトーテミズムの可能性と参照して、決して独断的なものではないはずである。尚おフラトリ・トーテミズムを云う場合ならば、通例それに触れなければならない二元的な自然観・宇宙観に就ても、論述すべき或る程度の資料は持つてはいるけれども、今は姑く之を省略し別の機会を俟つて稿を改めなければならない。理由は専ら紙面の制限に在るのであるが、他面これまでの論証で根拠は已に十分に提示されており、強いて之を附加するまでもないという見解にもよるのである。それよりは、トーテミズムの存在を単なる民族誌上の一事実に止めないで、社会的集団形成の一形式というその本質を追求しつつ、之が存在によつて決定されるキタイ共同体の原始形態を求めることこそが、より肝要な議題たらねばならない。

① J. Frazer, *Ibid.*

A. A. Goldenweiser, *Early civilization*, ch. XIII

J. Durkheim, *Ibid.*

S. Hartland, *Ibid.*

③ 族外婚の制度は、嘗てはトーテミズムと不可分の關係にあるものと見做されていた。族外婚が内容する性的禁止はトーテム的タブーに他ならないとして、その發生の由來をトーテムによる同體關係に繋げたデュルケムの著名なトーテミズム理論、乃ち成員の間に普遍して宿るトーテムの精は、諸器官の中でも特に血液に集中する。而もトーテムを子孫に伝えるのは女によつてであるから、女の血液は特に神聖視されねばならない。然るに女性の生理的體質は、定期的はこの血液を排泄するものであり、従つてそれだけ神聖な要素が減少するのを避けることができな。ここから同じ集團の成員間で、女性への接觸の危険が生じてくる。この接觸を絶對的に禁止するものが、とりも直さずトーテム的タブー——外婚制であるとの見解の如き、全く之を代表する。(A. Moret et G. Davy, *Des clans aux empires*, ch. II) 併しながら B. Spencer 及び F. Gillen による中部アウストラリア調査の結果が、濠洲中央部といふ孤立に適した位置・砂漠的風土及び白人の影響の最も稀薄さ等の諸点によつて、すぐれて原始的狀態を保ちえたアルンタ族に、反つて族内婚の制度を認めた所から、この問題は根本的に再考される機会を与えられ、遂にトーテミズムと外婚とはその起源を異にするものとの改正説がフレーザー以下によつて採用されるに至つた。(J. Frazer, *Totemism and Exogamy*, vol. IV) 外婚制はかくの如くトーテミズムに対する後來の附加物に過ぎないと定説されることになつたのではあるが、併しそれにしても、發生的な考察に於てならいざしらず、トーテミズムの一般的慣習を取扱う場合には、

依然として有力な一指標たるを失わないのである。因みにキタイ族と古く同類關係に在つたと思われる鮮卑諸種族に於ても、例えば「魏書」官氏志では、「拓跋十姓百世不通婚」と拓跋族が嚴重な外婚制を執つていたことを述べ、また事實に於て、拓跋氏——慕容氏、慕容氏——段氏といつた族外婚の組合せが跡づけえられる。

③ 白鳥庫吉博士、音訳蒙文元朝秘史

④ E. Durkheim, *Ibid*

⑤ 農業民族としての古い歴史を持つ漢民族に於て、勿論ここでは農作物を対称としてであるが、同様な個別的稱謂が行使されている。例えば稲に就てみても、稲と稜とが先ず水田と陸田の差を示し、稭・稂と稜とが「もち」と「うるち」を區別する。同じ「うるち」でも和は早熟・稂は晩熟、「もち」の醸造用は稷であり、自生種は稷であり稻である、以下品種の別につれて稷(紅稻)・稷(赤稷稻)稭(白稷稻)・稭(紫莖不黏稻)・稷(粳稻)等々の獨立稱呼が文字と共に整備している。

⑥ E. Durkheim, *Ibid*.

⑦ レヴィ・ブリュル「未開社会の思维」——三章

⑧ 拙稿、キタイ部族制の研究(東北大学文学部研究年報三)

⑨ W. Rivers, *Ibid*

六、キタイ氏族制の起源

未開社会が集中していく過程に於て、最も原初的な集團として氏族がある。勿論これは、部族は氏族の拡大したも

の・家族は氏族の特殊化したものとする氏族本源論ではなく、^{family}少くとも政治的体制を具えた最も初歩的な集団という意味である。ところで氏族とは周知のように「部族の外婚的分派で、その成員は共同のトーテムを持つとか、共同祖先の後裔と信ずるとか、或は共同地域に居住するとかいう共通の紐帯を以て相互に關係させられる単系の社会集団」と定義されようが、この中に在つて共同地域の居住という紐帯の第三は、トーテムを喪失した地域的トーテム集団の名残とも称せられ、或は土地に結合された共同祖先の信念とも解されるものであつて、何れにしても氏族成員を凝結せしめる絆は、本質的には全く係つて共同トーテムもしくは共同祖先の信念に帰せられねばならない。しかし更にその起源に遡及すれば、「トーテム紐帯は知らず識らずの間に共同祖先の後裔であるという信念に移つた」のであり、トーテム氏族こそが最も原初的なその形態に他ならなかつた。A. Moret が本源の氏族を規定して、それが地域的区分でもなければまた血の肉体的共同体でもなく、実に融即の適用される神秘的宗教的な血縁意識に基く集団であつたと云つてゐるのは、この意味に於て正当である。更に云え

ば、原初的氏族の形態たるトーテム氏族とは、結合家族の場合のような限定された血縁關係に限るのではなくして、それ以上の範圍に適合する、つまり樹木式世系圖を以てしては包括しきれない範圍を占める集団なのである。

氏族の本源的な形を追求してこのような規定に到達するをえたとすれば、そこに自らフラトリーとの不可分な關係が理解できよう。蓋しフラトリーとは、幾つかの氏族がそこから出来しきたつた所の原初的トーテム集団であると同時に、これら二次的な氏族の多数を包含する總体集団でもあるからである。「フラトリーは、その發達の途上に於て若干数の二次的氏族に分割される所の原初的氏族であるが、かくして生じた二次的諸氏族は未だ共同起源と相互扶助の感情を失つていない。従つて彼等の間には、連合によつて或る統一のある集団を結成しうる絆が尚お存続しているのである」^③もつともフラトリーの成立に関しては、他に氏族集合説もあるにはあるけれども、やはり半族^{moiety}原始氏族を以て集団の原始形態と見做し、之が更により小さな集団に分裂するというリヴァース^④以下の氏族分裂説に従うのが正しいであらう。分裂説を執るデュルケムでは、「だ

からフラトリは原始氏族と同様にトーテム的^①なのであり、そして又フラトリに包含される二次的な諸氏族のトーテムが、明かにフラトリ・トーテムに由来する所以なのでもあつた。

吾々は以上に於て、氏族の原初的形態がトーテム的であり、しかもそれが同時にフラトリの本源でもあることを見た。両者が共に単系を以て特徴とし、且つ夫々部族に対応する集団であるのは決して偶然の一致ではない訳である。

とすればここに本題に立返つて、キタイ共同体が持つたであろう原初の構成が自ら推知されなければならない。確かにそれは、馬及び牛をトーテムとして結合せしめられた二つの原始氏族から出発したことであろう。このトーテム的原始氏族が、夫々に於て二次的な氏族に分裂した時、それにも拘らず尚お旧来の同族意識が旺盛な結果、原始氏族の統一性は複数化した諸氏族の上にも依然として維持され、ここに二個のフラトリに統制されたモイエティ組織が出来あがつた。Jala (馬) フラトリ—耶律姓・Sirmut (牛) フラトリ—審密姓よりなる二分体制こそは、かかる段階に於けるキタイ共同体の實際に他ならなかつたのである。

ところで此のキタイ共同体の引続く歴史的発展を跡づける場合、その重要な指針となる可きものに、実は系譜の問題がある。乃ちもし系譜が母を通じてたどられていたとしたならば、トーテム氏族から「知らず識らずの中に」移行するはずの共同祖先を紐帶とする氏族はそれこそ典型的な父系社会である關係上、当然その間に母系から父系への発展が指示されようし、之に反して当時から既に父を通じての系譜が行われていたとしても、果してそれが財産の相続・職分の継承にまで及んでいたかどうかは、猶お十二分に再吟味されるに足る問題だからである。この観点に立つて姑らく論議を続けたい。

キタイ族の最も古い消息を伝える文献—中國史料には勿論、その系譜が父系によるものか母系によつていたかに就て一言も語られてはいない。が併し限られてはいても其等の史料を仔細に検討すれば、系譜と婚姻制度との組合せによつてトーテム集団に決定される地域性の有無は、不完全ながらもさりげない筆致の間に之を見出すであらう。

契丹族の國は庫莫奚の東に在つて、互に異種同類の間柄をなしていた。この關係から、前燕の慕容晃（三三

七—三四八) の遼西征伐に當つて、両者は並びにその攻撃目標となり、同じく撃破されて俱に松漠の間に竄奔しつゝ、辛うじて自ら保つことをえた。然るに魏の登國年間(三八六—三九六)に至つて再び拓跋珪の討伐を蒙つて大敗するや、この度は遂に逃避のあけく、「永年に互る庫莫奚との同居を断つて」、各自に分住するという變化を現わした。その後、数十年を経て稍々その部衆を滋蔓せしむるようになった彼等は、ここに初めて和龍の北のかた数百里の地に部落を有することになった。

「魏書」(一〇〇)・「北史」(九四)の契丹伝がこう伝えているように、初め奚種族と雜処していたキタイ族は、四世紀末の拓跋珪による撃破によつて始めて独自の居住地を占拠するに至つたものである。もつともこの記録は、文面通りに解釈すれば、雜居と云つてもそれは奚・キタイ諸成員間のそれを必しも明示するものではないと称せられるかもしれない。併しながらこの場合、もしキタイ諸氏族が当時既に地域区分化していたものとすれば、かかる諸氏族が部族の範圍を越えて——部族には一定の共同領域がある——他部族

と混体するなどとは、通例に照してまず考え難いであらう。とすれば、奚・キタイ両部族が夫々に未だ明確な部族的区分にまでも達しない状態を想定して——奚・キタイ間には、方言が通じるといふ言語的統一がある——そこに認めなければならぬ両者の雜処という事態の下では、各々の諸氏族には未だ独自の地域的基盤が欠如していたと見做さねばならないであらう。果して然りとすれば、吾々はここに四世紀當時に於けるキタイ共同体の社会的特色を略々正確に確めることが出来るはずである。と云うのは、若しそれが父系々譜・夫処婚制トーテム集團からなつていたのならば、これらの集團は確實に地域集團化していなければならぬのに對し、未だそれらが対応する土地的基盤を欠いていた。換言すれば、異なるトーテム氏族の成員が無差別に雜居する状態を呈していたとすれば、それは實に母系々譜・夫処婚制トーテム氏族によつて組立てられた社会に於てこそ期待できるからである。

もつとも前にも少しく觸れたように、母系社会といつても總てが画一的に同じ形を採るものではなく、その間に段階的な様相の差違が存在する。四世紀キタイ共同体に對す

る母系々譜夫処婚制トーテム氏族という規定も、この点い
ま少しく限定を加えることができないであらうか。勿論こ
れまでの資料に頼る限り、より厳格な決定を下すことは不
可能である。が併し以下に論述するであろう所の南北朝
末より隋唐時代にかけてのキタイ諸氏族に認められる規模
の大きさ・組織の強固さから、さては氏族トーテムの喪失・
共同祖先伝承の発生といった一連の現象を斟酌すれば、四
世紀に於ける彼等の母系制は決して系譜・相統・繼承の總
てを尽して之を支配してはいなかつた、少くとも系譜は母
を通じて計えられたにせよ、財産の相統・職分の繼承など
は、メラネシアの事例が現に示すような父系もしくは中間
的な様式を採つていたに相違ないと推定される。要するに
母系トーテム氏族の末期状態が文献上に遡りうる最古の兆
証として執らえ得られるという訳であつて、やがて之が父
系トーテム氏族に転化し、引続き共同氏族祖を紐帶とする
典型的氏族へと発展するのは必然の経過となつてくるであ
らう。

さて愈々最後に残された問題として、これら推断の前提
をなした五世紀―七世紀キタイ氏族に認められるという氏

族組織の強固さ以下の諸条件が考察さるべき順序となつて
きた。これに就ては、「魏書」・「北史」の契丹伝が上掲の
引用文に續けて、北魏世祖の太平真君西紀四四〇―四五〇以来、魏
に入貢するキタイ族の消息を伝えているのであるが、その
中に散見する個々の集團が、その表現こそ異れ何れも「万
家の衆」・「衆万余口」・「控弦三千」といつた大集團とし
て示されると共に、夫々の統率者の下に統制ある集團的行
動を演じていることを注意すべきである。集團の巨大さは
とりも直さず、氏族分裂の停止もしくは稀少さに由来し、
それだけに集團としての有力さ・内部組織の堅固さを意味
する。「魏書」に初まり「唐書」に至る契丹伝から窺い
うるキタイ部族中の政治的諸集團、すなわち諸氏族は、勿論
その嚴密な数は判らないとしても、所謂「十部キタイ」、
「大賀氏八部」といつた總数なるものを参酌して、何とか
概数だけは推測しうるのであるが、それが多く見積らねば
ならない時代でも精々十有余を越えないとすれば、これま
た右の判定を有力に裏付けれるものと云い得られよう。蓋し
濠洲未開社会に比べて北米のそれがより先進的と見做され
る所以も、現象的には実に、本源の氏族に発する分裂傾向

が前者に在つては今もつて進行中なるに反し、後者に於ては氏族は早く安定してまた分裂せず、従つて一部族を構成する氏族数も、濠洲の如き無数の細分化を許さないで僅か十二を以て最大限度とする相異に係つている事実を想起すべきである。氏族が分裂を停止し、従つて規模に於て大きく内部統制に於て堅固な集團となる最大の理由は、集團の土地への緊縛であることが北米原住民の研究から立証されている以上、南北朝末・隋唐時代のキタイ族の場合にも当然この原因が適用されなければならない。かくして母系々譜・夫処婚制トーテム氏族社会の故に、氏族は地域集團を結成することができず、氏族を異にする成員が雑然と混住した四世紀のキタイ族は、続く二世紀間の経過の中に、土地とのこの緊縛關係を確保したに相違ない。

同様の結論が、氏族トーテムの喪失・それに代る氏族祖傳承の發生からも主張できるであろう。と云うのは、夫々原始氏族の後身たる耶律 (馬) フラトリ・審密 (牛) フラトリの下に在つて之を構成した諸氏族は、それがトーテム氏族である限り、当然フラトリ・トーテムに由来する氏族トーテムを所有したはずであるが、それらが一も文

獻に残らなくて、今日に伝わるトーテムと云えば唯々フラトリ・トーテムのみに過ぎない。之に反して氏族トーテムに代る氏族祖の傳承が、例えば乙室部 (一乙失革部) には撒里本といつた風に、^⑤之は既に唐代のそれに就て語られているのである。この事情は抑々何を意味しているのであろうか。考え得られる唯一の説明は、文獻時代に入つたキタイ族が既にトーテムイズムの最末期に属しており、程なくトーテムに代る共同祖先の信念が氏族凝結の中心となつたとする彼等社会の發展経過である。「氏族の純然たる地域形態のものに於ては、宗教的と解しうる機能は看取されない。これは、この形態の集團では集團祖との關係がトーテム崇拜の場合よりずつと無意識になつた結果に他ならない。」^⑥トーテムを喪失した、従つて氏族祖の傳承を持つようになつた氏族社会では、氏族のこの進化につれて、その古い機能はフラトリに残される。呪術宗教的儀礼が後末フラトリの最高機能となるのを顧慮すべきである。「…氏族のこの堅固さがフラトリの古代組織を、濠洲では己に失われた明晰さを以て、北米原住民の社会に維持せしめた」のであつて、キタイ族が氏族トーテムを喪うにも拘らず、い

な氏族トーテムを喪失するだけに進化し強化したればこそ、フラトリーは古代組織そのままを保持し続け、従つてトーテミズムに関する限り、フラトリー・トーテムのみが伝つたのに何の不可もない訳なのである。キタイ氏族の場合、この強固化とは云うまでもなく、結集度の低い母系トーテム氏族から統制度の高い典型的父系氏族への進化であり、この進化を基礎づけたものが実に他ならぬ地域的基盤の獲得であつたのである。

四世紀から六・七世紀にかけてのキタイ氏族は、永い停滞を破つて地域集團としての編成をなし初めた。その最初は、まず系譜の母系から父系への転換による初歩的地域集團の出現でなければならぬ。上掲した「魏書・「北史」の引用文には、拓跋珪の擊破を蒙つた彼等は、ここにこれまでの難居を捨てて「奚部族と分住した」という。正しく四世紀末の事件であつて、文面に含まれる多少の曖昧さは否定しえられぬとしても、之を四圍の情勢から判断すれば、これこそキタイ族の居住形態に転期を画したあの内面的社会変化に対応する記録だと見做して差支えないであらう。發展度の極めて緩慢な未開社会に於て、外部的刺戟、特に

軍事政治的な危機は往々にして急激な社会的變化を惹起せしめる重要な因子となつて働くものである。それから一・二世紀、地域集團として一応の形を整えた父系トーテム氏族は、氏族分裂の傾向を一応阻止するに成功しつつ次第にその強固さを増していつた。この経過はそれこそ、「知らず識らずの中に」結合の絆がトーテムから共同祖先の後裔であるという信念に移行してゆく典型であり、その極まるどころ遂にトーテム的色彩を全く脱却した乙失車部以下の唐代キタイ氏族の出現となつてあらわれたものに他ならぬ。

以上私は、トーテミズの痕跡をキタイ族の歴史のたどる最も古い時代に述べけると共に、未開社会に於ける集團形成の様式としてのその本質を、僅少なながら歴史事實に依つて具体的に演繹し、以て古代キタイ社会史をこのような形に構成した。キタイ古代社会史といつても、勿論これはほんのその一部分、いわば序論に過ぎない。内部に本格的な氏族を既に成育せしめた六・七世紀以降のキタイ人社会では、フラトリーはどのような機能を以て共同体に参加したか。就中フラトリーと氏族との関係はどうであつた

か。二分体制はいかに発展し、部族の結成はいかにして実現したか。等々の問題がまだ未解決のまま山積している。隋唐時代のキタイ社会史は、かかる観点からその古代篇の本論として当然稿を改めて論述されねばならないであろう。

- ① A. Moret et G. Davy, Des clans aux empires, l'organisation sociale chez les Primitifs et dans l'Orient ancien. ch II
- ② Ibid
- ③ W. Rivers, Ibid
- ④ E. Durkheim, Ibid.
- ⑤ 遼史三十二、管衛志
- ⑥ W. Rivers, Ibid.
- ⑦ E. Durkheim, Ibid

—三〇・八・二四稿了—

曾我部静雄「その後の課役の解釈問題」(本誌三八ノ四所載)

頁	段	行	誤	正
31	下	八	免す)	免す)
"	"	十四	雜徭とするから	雜徭とあるから
33	下	十四	唐令上の	唐律令上の
36	上	四	課調の課は	課調の調は
"	"	六	疏義	疏議
"	"	九	驅使さる	驅使さる
38	上	十	「と説明し」から改行	
"	下	十一	租税租	租。税租。
42	下	十二	隋の制度に	隋初の制度に
"	末尾		疊寇將軍	湯寇將軍

The Dual Organization of the Tribal System of Ancient Japan

By

Shoei Mishina

The Amatsu-kami (天ツ神) and the Kunitsu-kami (国ツ神), the two different geneologies of gods of ancient Japan, were not only the divine categories but also the principle of division of the ancient social structure. Such a classification belongs to the type of so-called dual organization. It prevailed in the ancient society as a blood relation and occupied a mid-way position between the clan and the tribe. It had many functions from the matrimonial to the politico-military regulation. The religious rites were also one of their functions. But the social development caused many deviations of the categories which at last was curtailed before the social and political forces of the succeeding generations.

Kittan Clanship and Totemism

By

Matuo Otagi

Among the Kittans there were two communal arrangements which divided the people. Such were the Yeh-liis (耶律) and the Shên-mis (審密), but their origins and their meanings were already unknown to the people at large only remaining their slightest traces in the matrimonial customs and the religious rituals and pastimes of the community.

Though not so conspicuous in the reign of Liao (遼) such customs were the remains of the old communal arrangements which once made themselves felt as the essential institutions of the tribe. The two social systems which divided the tribe into the Yeh-lii and the Shên-mi phratries are to be considered, in my view, as the results of phratry totemism. In this article an attempt was made to explain the essential phenomenon of totemism and I suggested in the folkloric tradition of the tribe the origines of the above-named phratries. In the process of my argument,

however, I also discussed that the totemism was the formative power of the communal arrangement.

The Formation of the Land Community

By

Yutaka Tanaka

In the foregoing studies of the earlier stages of feudalism (Lehenswesen), its underlying stratum, the serfdom (Grundherrschaft) was often treated separately. This was why the legal and social history formed a separate field of study and no attempt was made to bridge between. This essay on the history of community is a contribution to the adequate explanation of the connections between them by tracing the gradual development of the community on the one hand and the social revolutions that accompanied it on the other hand. The explanation will be made one after the other of the patriarchal to the land community. Meanwhile the movement of the gentry played an important role and it is they that made the community come into its own.

A Study of So(惣)

By

Yoshihito Ishida

In medieval Japan where the private ownership was the rule, not exceptional as in medieval Europe the communal ownership was confined to only such small ownerships as of woods and rivers. The communities led by the landed gentry during the Kamakura era was still too powerless to resist the oppressions of the sheriffs (Jito 地頭), manorial lords and other misdoings of the routiers. Under such conditions the village communities were compelled to take refuge in the traditional lordships of the madnates. This type of community is what I mean by sosho (惣庄), but it was transformed by the civil wars of the Nanboku-cho (南北朝) and on the wastes after the turmoil there emerged another type of community. The population grew, the communal assets